市第64号議案

不当利得返還についての訴えの提起

不当利得返還について、次のように訴えを提起する。

平成27年９月８日提出

横浜市長　林　　　文　子

１　当事者

原告　横浜市

代表者

横浜市長　林　　　文　子

被告　港北区岸根町413番地の１

合資会社ウイズユウ

無限責任社員　大　岩　　　誠

同所

大　岩　　　誠

２　訴訟物の価額

36,479,670円

３　訴えの要旨

合資会社ウイズユウ（以下「ウイズユウ」という。）及び大岩誠に対し、36,479,670円及びこれに対する平成27年５月30日から支払済みに至るまでの年５パーセントの割合による遅延損害金を支払うことを求める。

４　訴えを提起する理由

横浜市は、ウイズユウに対し、不適正な請求によりウイズユウが過大に受給していた介護給付費等の返還を請求した。そして、横浜市から督促されたにもかかわらず、ウイズユウが当該返還請

求に応じないため、ウイズユウ及びその無限責任社員である大岩誠に対し、訴えを提起するものである。

５　裁判所

横浜地方裁判所

提　案　理　由

不当利得の返還を求めるため、合資会社ウイズユウ及び大岩誠に対し訴えを提起したいので提案する。

参　考

事件の概要

1	平成20年９月及び10月	横浜市が合資会社ウイズユウ（以下「ウイズユウ」という。）に対して支出した介護給付費等について調査を行ったところ、ウイズユウが介護給付費等を過大に受給していたことが判明した。
2	平成21年１月13日	ウイズユウは、横浜市に対し、ウイズユウが過大に受給していた介護給付費等が合計42,363,045円であることを報告し、当該金額を返還することを確約した。
3	平成21年１月30日	横浜市は、ウイズユウに対し、42,363,045円を返還することを求めた。
4	平成21年２月から平成27年４月まで	ウイズユウは、横浜市に対し、分割納付により、合計5,883,375円を返還した。
5	平成27年５月20日	横浜市は、ウイズユウに対し、平成27年５月29日を納入期限として36,479,670円の返還を請求した。
6	平成27年６月及び７月	横浜市は、ウイズユウに対し、督促状を発送し、36,479,670円の返還を請求したが、ウイズユウはこれに応じなかった。

地方自治法（抜粋）

第96条　普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

（第1号から第11号まで省略）

⑿　普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決（行政事件訴訟法第3条第2項に規定する処分又は同条第3項に規定する裁決をいう。以下この号、第105条の2、第192条及び第199条の3第3項において同じ。）に係る同法第11条第1項（同法第38条第1項（同法第43条第2項において準用する場合を含む。）又は同法第43条第1項において準用する場合を含む。）の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟（以下この号、第105条の2、第192条及び第199条の3第3項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。）に係るものを除く。）、和解（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。）、あっせん、調停及び仲裁に関すること。

（第13号から第15号まで及び第2項省略）